

公益財団法人産業教育振興中央会参与規程

（目的）

第1条 公益財団法人産業教育振興中央会（以下「本会」という。）の定款37条第5項に規定する参与の任期その他必要な事項については、この規程の定めるところによる。

（候補者等）

第2条 本会の参与は、次の各号に掲げる者のうちから、理事会で選任し、理事長が委嘱する。

- （1）各都道府県の産業教育振興会から推薦のあった者
- （2）本会の活動に賛同する企業又は産業経済界の関係者
- （3）各専門高等学校長協会等の理事長等の経験者
- （4）その他、学識経験を有する者

（任期）

第3条 任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により委嘱された参与の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（職務）

第4条 理事長の諮問に応じて、本会の事業の実施に関し、意見を述べる。

（会議）

第5条 必要に応じ、年1回程度の参与会議を開催する。

（報酬）

第6条 無給とする。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、参与に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人産業教育振興中央会の設立の登記のあった日（平成24年4月1日）から施行する。